

事 業 主 各 位

東京都報道事業健康保険組合
理 事 長 林 恭 一

健康保険法施行令等の一部改正に伴う出産育児一時金及び
家族出産育児一時金の支給額の引き上げについて

当健康保険組合の事業運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険法施行令第 36 条の改正に伴い、令和 5 年 4 月 1 日より本人・家族に係る出産育児一時金支給額が引き上げられることとなりました。

つきましては、下記のとおりお知らせいたしますので、業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、被保険者の皆さまへのご周知等をお願い申し上げます。

記

1. 改正の内容

現在、本人・家族に係る出産育児一時金支給額については、1 児につき 42 万円（産科医療補償制度未加入の医療機関で出産された場合は 40.8 万円）を支給しています。

今回の改正に伴い、令和 5 年 4 月 1 日以降の出産については、1 児につき 50 万円（産科医療補償制度未加入の医療機関で出産された場合は 48.8 万円）に引き上げられます。

なお、経過措置として、令和 5 年 3 月 31 日以前の出産については、変更前の支給額となります。

	現 行	改正後
出産育児一時金（本人・家族）	40.8 万円	48.8 万円
産科医療補償制度の掛金	1.2 万円	変更なし
合 計	42 万円	50 万円
出産育児一時金付加金（本人・家族）	5.6 万円	変更なし

※本人・家族に係る出産育児一時金付加金に変更はありません。

以上

問合せ先
 東京都報道事業健康保険組合
給付課
電 話 : 03 (6264) 0134